

第四項又は第六十八條の四十一第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。以下この項において同じ。）若しくは第六十八條の十五第二項の規定の適用を受けた連結事業年度においてその適用を受けないものとしたならば第六十八條の十五の二第一項の規定の適用があるもの又は同項の規定の適用を受けたもの（以下この項において「要件適格連結法人」という。）」を削り、「あつては前条第一項」を「あつては、同条第一項」に改め、「とし、要件適格連結法人にあつては第六十八條の十五第一項の規定若しくは同条第二項の規定又は第六十八條の十五の二第一項の規定の適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後に開始する事業年度とする。」及び「（同日以後に終了する連結事業年度にあつては、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合における基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度）」を削り、同条第十項中「第四十二條の四第十二項及び第十三項」を「第四十二條の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四項」を「第四項及び第六項」に、「第五項第一号」を「第六項第一号」に、「の規定」を「及び第五項の規定」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項

とし、同条第七項中「及び当該事業年度」を「（以下この項において「対象年度」という。）及び当該対象年度」に改め、「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、「ものをいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「された場合」の下に「（当該法人が通算法人である場合における当該法人の対象年度（当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）にあつては、当該対象年度終了の日において当該法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度及び当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度において当該他の通算法人に離職者がいないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第十号中「（同日以後に終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合におけるそのみなされた事業年度）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 通算法人の適用年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。以下この項において同じ。）に係る第一項及び第二項の規定の適用については、次に定めるところ

による。

一 第一項第二号イに掲げる金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

イ 三十万円に当該適用年度の特定新規雇用者基礎数（第一項第二号イに規定する特定新規雇用者基礎数をいう。以下この号において同じ。）を乗じて計算した金額に、特定新規基準雇用者割合（当該適用年度及び当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（認定事業者であるものに限る。）の同日に終了する適用年度（同項第一号に掲げる要件を満たす適用年度に限る。ロ及び次号において「他の適用年度」という。）の特定新規雇用者基礎数の合計（イ及び次号ロ(1)において「特定新規雇用者基礎合計数」という。）のうちに占める当該適用年度及び当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度の基準雇用者数の合計（以下この号及び次号ロ(1)において「基準雇用者合計数」という。）の割合（当該特定新規雇用者基礎合計数が零である場合及び当該基準雇用者合計数が零以下である場合には零とし、当該割合が一を上回る場合には一とする。）をいう。）を乗じて計算した金額

ロ 二十万円に当該適用年度の移転型特定新規雇用者基礎数（特定新規雇用者基礎数のうち移転型特定新規雇用者数（第一項第二号イに規定する移転型特定新規雇用者数をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの数をいう。）を乗じて計算した金額に、移転型特定新規基準雇用者割合（当該適用年度及び他の適用年度の特定新規雇用者基礎数のうち移転型特定新規雇用者数に達するまでの数の合計のうちに占める基準雇用者合計数の割合（当該合計が零である場合及び当該基準雇用者合計数が零以下である場合には零とし、当該割合が一を上回る場合には一とする。）をいう。）を乗じて計算した金額

二 第一項第二号ロに掲げる金額は、同号ロに掲げる金額にイに掲げる数のうちにロに掲げる数の占める割合（イに掲げる数が零である場合及びロに掲げる数が零以下である場合には零とし、当該割合が一を上回る場合には一とする。）を乗じて計算した金額とする。

イ 当該適用年度及び他の適用年度の第一項第二号ロに規定する地方事業所基準雇用者数から同号ロの新規雇用者総数を控除した数（移転型非新規基準雇用者数（同号ロに規定する移転型非新規基準雇用者数をいう。イにおいて同じ。）が零を超える場合には、当該控除した数（ロ(1)において「非

新規基準雇用者数」という。）のうち当該移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数（ロ(2)において「対象移転型非新規基準雇用者数」という。）を加算した数）の合計

ロ 次に掲げる数の合計

(1) 当該適用年度及び他の適用年度の非新規基準雇用者数の合計（当該合計が基準雇用者合計数から特定新規雇用者基礎合計数を控除した数（(1)及び(2)において「対象非新規基準雇用者上限数」という。）を超える場合には、当該対象非新規基準雇用者上限数）

(2) 当該適用年度及び他の適用年度の対象移転型非新規基準雇用者数の合計（当該合計が対象非新規基準雇用者上限数を超える場合には、当該対象非新規基準雇用者上限数）

三 通算法人の第二項の適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの他の通算法人の同日に終了する事業年度が当該いずれかの他の通算法人の同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた日以後に終了する事業年度で基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度以後の事業年度である場合には、当該適用年度については、同項の規定は、適用しない。

第四十二条の十二の二第一項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第三項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十二条の十二の三第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十二の三第十一項から第十三項までを削る。

第四十二条の十二の四第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十二の四第十一項から第十三項までを削る。

第四十二条の十二の五第三項第九号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「第八節まで」を「この章」に改める。

第四十二条の十三第一項中「する規定」の下に「（第四号に掲げる規定を除く。）」を加え、「第四十条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、「相当する金額」の下に「（第四号に掲げる規定の適用を受けようとする場合には、当該調整前法人税額から同号に定める金額を控除した金額の百分の九十に相当する金額）」を加え、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十二条の四第十三項（同条第十八項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定 同条第十三項に規定する計算した金額に相当する金額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第二項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第五項」を「次項」に改め、「（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人

に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項（、「において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」、「又は超過連結事業年度後の各事業年度」、「（超過連結事業年度後の各事業年度にあつては、第六十八条の十五の八第一項に規定する調整前連結税額超過額の明細書）」及び「（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する各事業年度にあつては、同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に当該明細書の添付がある場合）」を削り、「第三項の」を「同項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項」を「第四項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とする。

第四十二条の十三の次に次の一条を加える。

（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）

第四十二条の十四 内国法人の次の各号に掲げる規定の適用を受けた一の事業年度（当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。）後の各事業年度（以下この項において「調整事業年度」という。）終了の時に、他の通算



法人（当該内国法人の当該適用事業年度終了の日（以下この項において「基準日」という。）において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。）のいずれかの基準日に終了する事業年度（以下この項において「他の適用事業年度」という。）において生じた通算前欠損金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合（その超える部分の金額（第一号イにおいて「通算不足欠損金額」という。）のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。第一号イにおいて「過大申告の場合」という。）又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等（期限後申告書に限る。）に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額（第一号イにおいて「期限後欠損金額」という。）がある場合（第一号イにおいて「期限後欠損金額の場合」という。）において、当該各号に定める金額の合計額（以下この項において「要加算調整額」という。）があるときは、当該調整事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで及び第六項並びに第六十九条第十八

項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定、第四十二条の四第八項第六号口及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該要加算調整額を加算した金額とする。

一 第四十二条の九第二項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により加算された金額がある場合にはその加算された金額の基礎となつた次に定める金額に相当する金額の合計額を、当該控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度において第四項の規定により加算された金額がある場合にはその加算された金額に相当する金額を、それぞれ控除した金額）

イ 他の通算法人（過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。イにおいて「事由該当通算法人」という。）に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額に欠損分配割合（事由該当通算法人につき法人税法第六十四条の五第五項の規定を適用しないものとした場合の当

該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合をいう。）を乗じて計算した金額を当該内国法人の当該適用事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき同法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額（以下この項において「通算不足欠損相当税額」という。）の百分の二十に相当する金額が一号控除上限額（当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二条の九第二項に規定する百分の二十に相当する金額をいう。ロにおいて同じ。）から一号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二条の九第二項に規定する繰越税額控除限度超過額に相当する金額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。）その超える部分の金額のうち一号控除済額（当該内国法人の一号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ 一号控除上限額が一号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち一号控除済額に達するまでの金額

二 第四十二条の十一の三第二項若しくは第四十二条の十二第一項の規定又は同条第二項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（これらの規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となつた次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額）

イ 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が二号控除上限額（当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二条の十一の三第二項又は第四十二条の十二第一項に規定する百分の二十に相当する金額をいう。ロにおいて同じ。）から二号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二条の十一の三第二項に規定する税額控除限度額又は第四十二条の十二第一項に規定する税額控除限度額と同条第二項に規定する地方事業所特別税額控除限度額との合計額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。） その超える部分の金額のうち二号控除済額（当該内国法人の二号控除限度額のうち第四十二条の十一の三第二項又は第四十二条の十二第一項の規定及び同条第二項の規定により当該適用事業年度の所得

に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ 二号控除上限額が二号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち二号控除済額に達するまでの金額

三 第四十二条の十二の二第一項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となつた次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額）

イ 通算不足欠損相当税額の百分の五に相当する金額が三号控除上限額（当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二条の十二の二第一項に規定する百分の五に相当する金額をいう。ロにおいて同じ。）から三号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の同項に規定する税額控除限度額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。） その超える部分の金額のうち三号控除済額（当該内国法人の三号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおい

て同じ。)に達するまでの金額

ロ 三号控除上限額が三号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相当税額の百分の五に相当する金額のうち三号控除済額に達するまでの金額

2 前項の内国法人の同項に規定する調整事業年度の同項の規定の適用において、同項第一号イに規定する事由該当通算法人の同項に規定する他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額が既確定通算前欠損金額(当該調整事業年度終了の日以前に提出された当該他の適用事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。)と異なる場合には、当該既確定通算前欠損金額を当該他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額とみなす。

3 第一項の場合において、同項に規定する適用事業年度について法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、当該適用事業年度に係る第一項の内国法人の同項に規定する調整事業年度については、前二項の規定は、適用しない。

4 通算法人（通算法人であつた法人を含む。以下この項において同じ。）について、法人税法第六十四条の十第五項の規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失う場合において、当該通算法人がその効力を失う日（以下この項において「失効日」という。）前五年以内に開始した各事業年度（当該承認の効力が生じた日前に終了した事業年度を除く。）において特別税額控除規定（第四十二条の六第二項若しくは第三項、第四十二条の九第一項若しくは第二項、第四十二条の十二の三第二項若しくは第三項又は第四十二条の十二の四第二項若しくは第三項の規定をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けたときは、当該通算法人の失効日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該失効日）を含む事業年度（以下この項において「失効事業年度」という。）の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで及び第六項並びに第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定、第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、特別税額控除規定により当該各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（当該失効事業年度前の各事業年度において第一項の規定の適用があ

つた場合には、当該各事業年度において同項の規定により加算された金額の合計額を控除した金額）に相当する金額を加算した金額とする。

5 第一項又は前項の規定の適用がある場合における法人税法第六十七条及び第六十九条の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」とあるのは

「租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）」と、同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項」と、同法第六十九条第十八項中「第六十六条第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）」とする。

6 第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）の規定の適用については、同法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は同項に規定する期間（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）を一事業年度とみなして同条第一項第一号に掲げる所得の



金額につき同節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び第一項又は第四項の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とし、同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は同項第一号に掲げる所得の金額につき同節の規定及び第一項又は第四項の規定を適用して計算した法人税の額とする。

7 前二項に定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方税法の規定の適用に関する事項その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条の三第二項中「第四十二条の四第八項第八号」を「第四十二条の四第十九項第八号」に改め、「適用除外事業者」の下に「（以下この項において「適用除外事業者」という。）を、「もの」の下に「（通算法人である法人の各事業年度終了の日において当該通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、当該通算法人である法人を含む。）」を加え、「第四十二条の四第八項第九号」を「第四十二条の四第十九項第九号」に改める。

第四十五条第三項中「（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の二十七第二項の規定）」及び「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する産業振興機械等）」を削り、「前項の表」を「同項の表」に、「被合併法人等が」を「被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が」に改め、「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する供用期間）」を削る。

第四十六条の二第二項中「（以下この項において「適格合併等」という。）」、「（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十三第一項の規定）」及び

「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する事業再編促進機械等）」を削り、「が前項」を「が同項」に改め、「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）」を削る。

第四十七条第二項中「（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十五第一項の規定）」及び「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する特定都市再生建築物）」を削り、「被合併法人等が」を「被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が」に、「が前項」を「が同項」に改め、「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）」を削る。

第四十八条第二項中「（以下この項において「適格合併等」という。）」、「（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該

適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十六第一項の規定」及び「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する倉庫用建物等）」を削り、「が前項」を「が同項」に改め、「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）」を削る。

第五十二条の二第一項中「（次項に規定する一年以内連結事業年度において第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。）」を削り、同条第二項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、」、「（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）」、「又は一年以内連結事業年度」、「（第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定を含む。以下この項において同じ。）」、「（当該一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）」及び「（二年以内連結事業年度において第六十八条の十八の規定の適用を受けたものを含む。）」を削り、